

今回は比較的頻繁にお問い合わせいただくのですが、なぜか取り上げていないテーマを選んでみました

## 労務協会からのお知らせ

### 6月支給分の計算が済みましたら、給料の報告をお願いします。

社会保険「算定基礎届」の時期が近づいてまいりました。算定基礎届により、9月から翌年8月までの社会保険料が決まります。届出期限は7月10日です。4・5・6月支給の給与について届出をしますので、6月支給分の給与計算が済みましたら、FAX等で報告をお願いします。出勤日数・休日出勤日数・欠勤日数（月給者）などの勤怠状況も分かりやすく表示してください。労務協会では短期間に大量の処理を行ないますのでご協力をお願いします。（FAX:054-347-5274）

### 退職後の医療保険について

3つの選択肢があります。

- (1) 配偶者・親・子など家族の健康保険の被扶養者になる
- (2) 現在加入している健康保険の任意継続被保険者になる
- (3) 市区町村の国民健康保険の被保険者になる

(1) 配偶者・親・子など家族の健康保険の被扶養者になる

①加入できる人：退職後の収入等の要件がありますので、これをクリアしないと被扶養者にはなれません。

収入要件：退職後年収130万円未満（60歳以上または障害者は180万円未満）

この年収には、退職後受ける失業保険や傷病手当金なども含まれます。失業保険の場合、日額3,562円（60歳以上または障害者は4,931円）以上受ける場合は、受けている間は被扶養者にはなれません。

②保険料負担：本人の保険料負担がありませんので、一番の得策と言えます。

③加入手続は：被保険者の働く職場で被扶養者届を提出します。

(2) 現在加入している健康保険の任意継続被保険者になる

①加入できる人：退職日まで2ヶ月以上被保険者であった期間があれば、最長2年間任意継続被保険者となることができます。在職中の被扶養者も今までと同様被扶養者となれます。

②保険料負担：在職中の被保険者負担分の2倍ですが、上限（政府管掌健康保険の場合22,960円（介護保険該当者は26,124円））があります。

③加入手続は：退職の翌日から20日以内に住所地の社会保険事務所（健保組合加入者は健保組合）に申込みをします。手続きできる期間が短めなので、注意が必要です。

※平成19年4月より、任意継続被保険者への傷病手当金・出産手当金の制度はなくなりました。

(3) 市区町村の国民健康保険の被保険者になる

①加入できる人：誰でも加入できます。

②保険料負担：国民健康保険料は、前年度所得・被保険者数（保険に入る人数）・保有資産などで決められます。また、保険料納期も年12回ではなく10回と健康保険とは違います。

具体的な保険料は、市町村の国民健康保険窓口で試算してもらってください。

③加入手続は：以下を持参して、市町村の国民健康保険窓口で手続きしてください。

- ・健康保険喪失連絡票
- ・年金手帳
- ・国民健康保険証（すでに他の家族が国民健康保険に加入している場合）

一般的に、退職前の収入が多い場合、扶養家族が多い場合は任意継続の保険料の方が安くなります。世帯単位での保険料を実際に試算し、比較してどちらに加入するか決めると良いでしょう。

（編集後記）前回の『お知らせ』冒頭で「記録をつける習慣」の有効性について触れましたが、最近インターネットのサービスで「ライフログサービス(Life Log Service、ミニブログと呼ぶこともあります)」と呼ばれる、日々の様々な出来事を簡単に記録するサービスが流行りつつあります。自分だけでなく他人の記録を見ることも出来、妙に新鮮だったり共感できたりします。お試しあれ。（一ノ宮 俊人）